

第1章 まちづくりの基本方向

1 まちづくり将来像

第4次新冠町総合計画策定の際、初めてレ・コードが意味する“心の再生・回復”、現代において失われつつある本来の大切な価値である「心・やさしさ・いやし・ゆとり・やすらぎ」が実感できるまちを「レ・コードなまち」と定義しております。

そのジャンプアップとされる第5次新冠町総合計画では、「レ・コード」の持つ意味は、これから先も変わることのない「まちづくりの原点」として広く町民に浸透を図り、育むことが重要と位置づけており、これまでの町の歩みと成果を継承し、すべての町民が健康で楽しくいきいきと暮らし、笑顔があふれる新冠町の創造に向けたまちづくりの将来像として定めています。

第6次新冠町総合計画では、第5次新冠町総合計画を踏襲した中でも現在の社会情勢に沿った人口減少及び少子高齢化への対応が計画の基本方針となりますが、高齢者だけではなく子どもたちにも光をあて、思いやりと笑顔があふれる新冠町の創造に向けて、まちづくり将来像を次のとおり定めます。

思いやりと笑顔あふれる

”レ・コードなまち”

にいかっぷ

2 主要指標

[将来人口等の想定]

		令和元年		令和 11 年		増減数(人) 実数/想定	増減率(%) 実績/想定
		実数	%	想定数	%		
人 口	総数	5,495	100.0	4,671	100.0	▲ 824	0.85
	0～14 歳	615	11.2	537	11.5	▲ 78	0.87
	15～64 歳	3,116	56.7	2,438	52.2	▲ 678	0.78
	65 歳以上	1,764	32.1	1,696	36.3	▲ 68	0.96
世 帯	世帯数	2,743		2,553		▲ 190	0.93

※実数は平成 31 年 3 月末現在の当町実数です

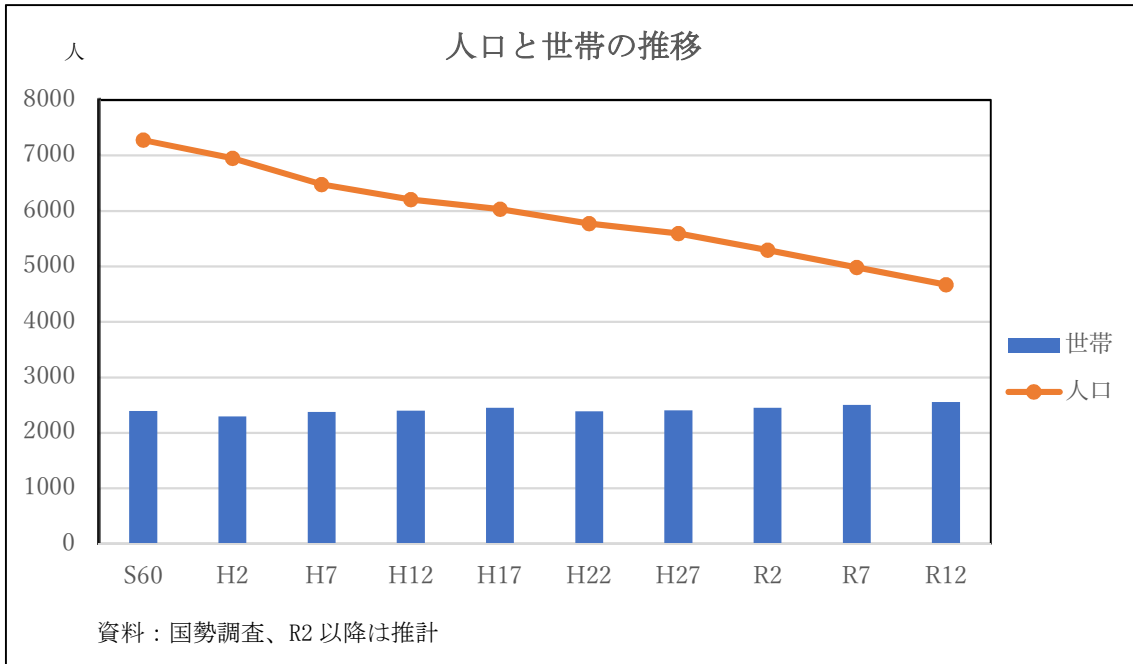
※想定数は国立社会保障・人口問題研究所が公表している数値を基に推計したものです

[総人口]

若年層の流出や少子高齢化の影響により、今後も人口の減少は続くものと見込まれます。国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口推計を基に、平成 18 年度から取り組んでいる定住移住促進施策を反映させた独自の推計により、計画最終年次における総人口を 4,671 人と推計します。

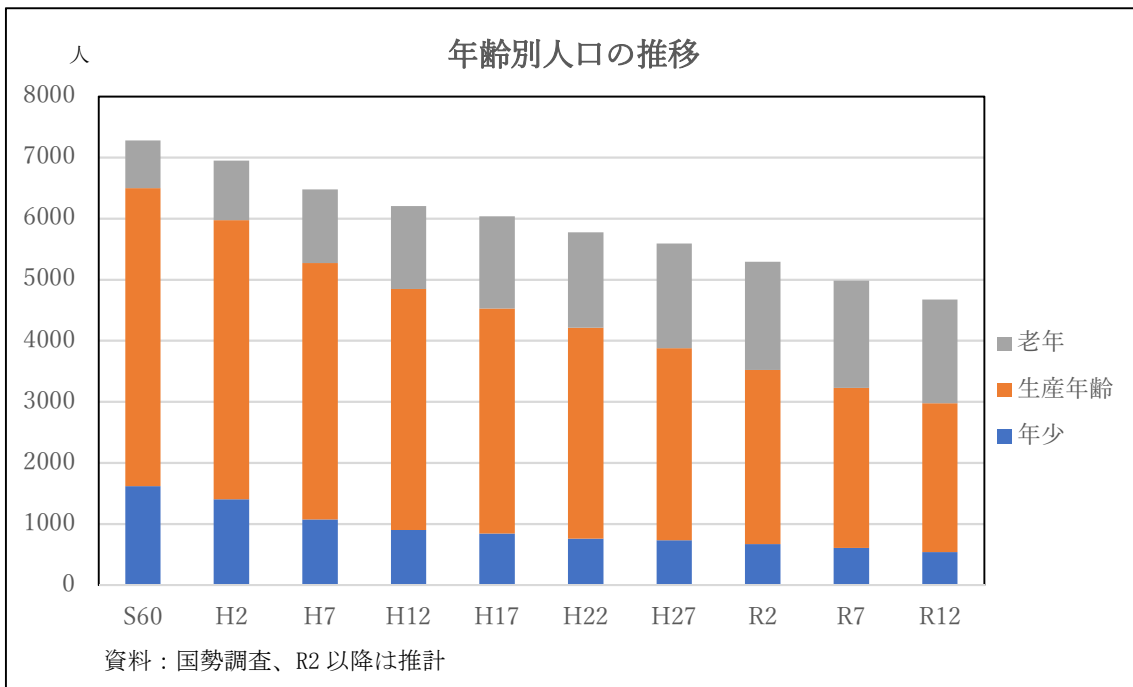
[世帯数]

核家族化や単身世帯の増加などにより、増加傾向で推移してきた世帯数も人口減少の影響により頭打ちとなり、横ばい状態で推移するものと見込まれ、計画最終年次における総世帯数を 2,553 世帯と想定します。



[年齢別人口構成]

これまで同様、若年層の流出、出生率の低下や長寿命化による少子高齢化が進み、計画最終年次における総人口 4,671 人の年齢別構成を年少人口（0～14 歳）が 537 人で 11.5%、生産年齢人口（15～64 歳）が 2,438 人で 52.2%、老年人口（65 歳以上）が 1,696 人で 36.3%と想定します。



3 土地利用の方針

土地は将来にわたって限られた資源であるとともに、町民の生活や産業経済活動などの共通の基盤となるもので、その利用の在り方は、まちの発展や町民生活の向上と深い関わりを持ちます。

このことから、合理的で計画的なまちづくりが進められるよう、次のとおり基本方向を定め、土地利用の調和を図りながら適正な規制・誘導を行います。

土地利用の基本方向

① 人と自然が共生する、環境にやさしい土地利用の推進

- 恵まれた自然環境と景観の保全に努め、自然の恵みを感じながら潤いのあ
る生活ができる土地利用に努めます。
- 人と自然が永続的に共存・共栄できる環境や美観に配慮した土地利用を進
めます。

② 計画性のある、高度な土地利用の推進

- 土地の利用に関する法令や計画を適正に運用し、無秩序な開発を抑制しま
す。
- 遊休地や低利用地の有効利用に努めます。
- 計画的な用途に応じた土地利用を進めます。

③ 安全性や経済性を高める、機能的な土地利用の推進

- 災害に強く、安心・安全な生活ができる土地利用に努めます。
- 交通基盤や公共施設、産業施設の適正な配置など、機能的で均衡ある発展
を促すような土地利用に努めます。

④ 交流を生み出す、個性と魅力を持った土地利用の推進

- 新冠町の特性や個性を生かし、観光など町外からの来訪を促すような土地
利用と機能の整備に努めます。
- 町民はもとより来訪者の満足度を高め、交流を促すような、町の魅力を高
める土地利用を進めます。

第2章 分野別施策の方向

1. 健康で安心して暮らせるまちづくり

(1) 福祉の充実

少子高齢化や核家族化の進行など、社会情勢の変化や多様なニーズに対応するため、行政と町民の協働による地域福祉推進体制の構築を図り、子育て支援体制の充実や地域共生社会実現のための基盤整備を推進し、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりをめざします。

- 地域福祉の充実
- 高齢者福祉の充実
- 児童福祉の充実
- 障がい者福祉の充実
- 低所得者福祉の充実
- アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現

(2) 健康の維持増進

町民の健康意識を高め、充実した保健事業の提供と各種健康診断の受診率向上や健康管理に対する指導体制等の強化により、自身による健康管理及び健康管理意識の醸成、これに対応した環境整備により予防医療を推進するとともに、救急医療の充実と医療・保健・福祉の連携による健康推進体制の拡充を図り、町民一人ひとりが健康で暮らせるまちづくりをめざします。

- 保健の充実
- 医療の充実

2. 潤いある環境を創出するまちづくり

(1) 自然環境の保全

地球規模での環境問題が一層深刻化する中、温室効果ガス削減に対する取り組みや省エネルギー対策による地球温暖化防止への貢献に取り組むとともに、豊かな自然環境を基軸とする新冠らしい景観の形成を図り、潤いのあるまちづくりをめざします。

- 地球温暖化対策
- 景観の形成

(2) 環境・衛生の向上

自然と共生する循環型社会の確立に向けて、ごみの減量化やリサイクル活動、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、地域が主体となった環境美化による自然環境保護意識の高揚や火葬場・墓地の適正な維持管理により、衛生的で美しい生活環境を創出するまちづくりをめざします。

- ごみ処理・リサイクルの推進
- 環境衛生・美化活動の推進
- 火葬場・墓地の維持管理

3. 快適で暮らしやすいまちづくり

(1) 社会基盤の向上

少子高齢化の進行やライフスタイルの変化、生活圏域の拡大などを踏まえ、住環境や上下水道、道路など日常生活をはじめ、産業振興や地域経済を支える社会基盤の整備を推進し、快適に暮らすことができるまちづくりをめざします。

- 住環境の整備
- 上水道の整備
- 下水道・排水施設の整備
- 道路・交通網の整備

(2) 利便性の向上

持続可能で安定した公共交通システムの維持・継続に加え、J R 日高線復旧の目途が立たないことから新しい交通システムを確立し、「地域の足」を確保するとともに、新たに整備される情報通信基盤を活用した産業振興や地域振興、生活環境の向上を図り、便利で暮らしやすいまちづくりをめざします。

- 公共交通の確保
- 情報通信基盤の整備

4. 安全で安心して暮らせるまちづくり

(1) 安全の確保

近年、激甚化している自然災害により大きな被害が頻発している中、過去の自然災害・被災経験を生かした地域防災・減災体制及び情報伝達体制の強化や、各関係機関と連携した危機管理体制の充実を図るとともに、保安林整備や治山事業の推進、治山ダムや海岸の保全など関連施設の適切な維持管理により、災害に強く安全に暮らせるまちづくりをめざします。

- 防災対策の強化
- 治山・治水の整備
- 海岸の保全

(2) 安心の確保

火災をはじめ自然災害や事故などから町民の生命財産を守るため、火災予防の推進や消防体制、並びに救命率向上を図るため救急・救助体制を強化するとともに、子どもや高齢者が交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、交通安全運動や防犯活動を強化し、町民が安心して暮らせるまちづくりをめざします。

- 消防・救急の強化
- 交通安全・防犯の強化

5. 力強く安定した産業づくり

(1) 農業の振興

農業後継者や新規就農者など担い手の育成確保をはじめ、農業生産基盤の強化と農地の集約化による効率的な農地利用、農作業の効率化による労働力の軽減、質の高い農畜産物の生産拡大と高収益作物との複合化による経営の安定化を推進し、持続的に発展する力強く安定した農業をめざします。

- 担い手の育成・確保
- 農業生産基盤の確立
- 稲作振興
- 野菜振興
- 軽種馬振興
- 酪農振興
- 肉用牛振興

(2) 林業の振興

多面的な機能を有する森林の適正な管理・保全と多様な森林整備を推進し、持続的な森林資源の確保による安定供給とともに、人工林資源の有効活用・循環利用による森林関連産業の育成を進め、安定した林業・林産業をめざします。

■林業振興

(3) 水産業の振興

資源管理と漁場造成の推進とともに、漁港及び関連施設の整備促進、既存経営体の育成及び新規漁業就業者の確保・支援により漁業経営基盤の強化を図り、安定したつくり育てる漁業をめざします。

■水産業振興

(4) 商・工業の振興

多様化する消費者ニーズや商・工業者を取り巻く環境に対応し、地域農業等と連携した商業機能の向上や新技術・新サービスの導入、新規就業者支援等を図るとともに、各種融資・補助制度の効果的な活用を促進し、商・工業の活性化をめざします。

■商・工業振興

(5) 観光の振興

観光ニーズに応じた多様な観光メニューの創出など、観光の魅力づくりを推進するとともに、観光拠点施設の整備や情報の発信、様々な主体との広域間連携を推進した観光をめざします。

■観光振興

(6) 雇用環境の充実

起業の促進、企業誘致などを推進するとともに、各種技能訓練や技能取得を奨励することにより、雇用機会の創出・拡大をめざします。

■雇用対策

6. 郷土を愛し生きる力を育む人づくり

(1) 幼・小・中教育の充実

幼児期から連続性のある教育の推進と保育環境の充実を図るとともに、小・中学校における信頼される学校づくりの推進や確かな学力の育成、豊かな心と健やかな体の育成を推進し、生きる力を育む人づくりをめざします。

- 教育・保育の充実
- 学校教育の充実

(2) 生涯教育の充実

町民が生涯にわたって自主的に学ぶことができるよう、個人の成長と地域社会の発展を促す社会教育活動を積極的に推進するとともに、未来ある子どもたちの社会性を育み、健全な成長とライフステージに応じた生涯教育の充実により、郷土を愛する人づくりをめざします。

- 社会教育の充実
- 青少年の健全育成
- 生涯スポーツの推進
- 郷土文化・芸術文化の推進

7. 自立したまちづくり

(1) 協働のまちづくり

地域における積極かつ主体的な町民活動の促進とあわせ、広報活動と広聴機能の充実による多様な主体と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、まちの根幹をなす人口確保対策と公有財産の積極的な有効活用によるまちの活性化をめざします。

- まちづくりの推進
- 広報広聴の充実

(2) 確かな行財政の確立

日々変動する社会情勢において、様々な行政課題に対応した効果的かつ効率的な行政運営と町債残高の圧縮と収納対策を強化した公平かつ効率的な財政運営を推進するとともに、高度化・専門化する行政サービスに対応するため町行政の枠を超えた広域行政を推進し、確かな行財政を基盤とする自立したまちづくりをめざします。

- 行政運営の充実
- 財政運営の健全化
- 広域行政の推進